

2022.5.10版

社会福祉法人 決算監査報告書

法人名：社会福祉法人 豊徳会

会計年度 (自) 令和 4年 4月 1日

(至) 令和 5年 3月 31日

監査の結果、上記会計年度における会計処理について
いずれも適法かつ正確であることを認めます。

令和 5年 6月 6日

福岡県田川市伊田2721

神崎五十雄税理士事務所

税理士 神崎五十雄



※当決算監査報告書は、「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」ではありません。

社会福祉法人 豊徳会 「組織体系」

(概況)

概－1



(用意すべき計算書類)

計－1 会計基準省令による計算書類は経理規定どおりに作成されているか。
不要な書類は二重線で消したか。

決算



計算書類の区分記載は「留意事項」25による

		資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表
計算書類	法人全体	第一号第一様式	第二号第一様式	第三号第一様式
		法人単位資金収支計算書	法人単位事業活動計算書	法人単位貸借対照表
		大区分のみを記載	大区分のみを記載	中区分までを記載
事業区分 (拠点区別)	法人全体 (事業区分別)	第一号第二様式	第二号第二様式	第三号第二様式
		資金収支内訳表	事業活動内訳表	貸借対照表内訳表
		大区分のみを記載	大区分のみを記載	中区分までを記載
拠点区分 (一つの拠点を表示)	事業区分 (拠点区別)	第一号第三様式	第二号第三様式	第三号第三様式
		事業区分資金収支内訳表	事業区分事業活動内訳表	事業区分貸借対照表内訳表
		大区分のみを記載	大区分のみを記載	中区分までを記載
	拠点区分 (一つの拠点を表示)	第一号第四様式	第二号第四様式	第三号第四様式
		拠点区分資金収支計算書	拠点区分事業活動明細書	拠点区分貸借対照表
		小区分まで鵜を記載	小区分まで鵜を記載	中区分までを記載

附属明細書	様式等		全体	法人本部	みろく園	第二みろく園	グループホーミろく	おあしす	デイサポート	ジョブサポート
	別紙3(①)	借入金明細書	○							
別紙3(②) 寄附金収益明細書		○								
別紙3(③) 補助金事業等収益明細書		○								
別紙3(④) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書		○								
別紙3(⑤) 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書		○								
別紙3(⑥) 基本金明細書		○								
別紙3(⑦) 国庫補助金等特別積立金明細書		○								
別紙3(⑧) 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書			○	○	○	○	○	○	○	○
別紙3(⑨) 引当金明細書			○	○	○	○	○	○	○	○
別紙3(⑩) 拠点区分 資金収支明細書 (注)介護・障害サービスは省略可										
別紙3(⑪) 拠点区分 事業活動明細書 (注)保育・児童福祉措置は省略可			○							○
別紙3(⑫) 積立金・積立資産明細書			○	○	○	○		○	○	○
別紙3(⑬) サービス区分間繰入金明細書			○							
別紙3(⑭) サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書										
別紙3(⑮) 就労支援事業別事業活動明細書										
別紙3(⑯-2)	就労支援事業別事業活動明細書 (多機能型事業所等用)									○
別紙3(⑯)	就労支援事業製造原価明細書									
別紙3(⑯-2)	就労支援事業製造原価明細書 (多機能型事業所等用)									○
別紙3(⑰)	就労支援事業販管費明細書									
別紙3(⑰-2)	就労支援事業販管費明細書 (多機能型事業所等用)									
別紙3(⑱)	就労支援事業明細書									
別紙3(⑱-2)	就労支援事業明細書 (多機能型事業所等用)									

就労支援収入5千万円以下で販売：原価の区分が困難な場合に

⑯ ⑰に代えて作成できる（運用上の取り扱い25）

社会福祉法人決算チェックリスト（新会計用）

(概況)

概－2 資料を閲覧して、法人の概況を把握したか。
(定款 組織図(理事、評議員))

決算
✓

概－3 経理規程は、最新版の経理規定となっているか。
別表2の勘定科目は作成しているか。

決算
✓

(決算確認事項)

0：現金

0－1 小口現金出納帳と決算書の貸借対照表の現金残高は合致するか。
期末の金種表を作成し、実際残り高との確認印を受けているか。

決算
✓

1：預金

1－1 決算日における元帳預金残高と金融機関の残高証明書とを突合し、
一致していることを確かめたか。

決算
✓

1－2 残高証明書と不一致の預金について、調整表などにより差異内容を
検討し、金額の妥当性を確かめたか。

決算
該当なし

2：未収金

2－1 当該会計年度に属する事業未収金、未収補助金、その他の未収金について
請求書等により漏れなく計上されていることを確かめたか。
また回収不能額はないか。

決算
✓

3：有価証券

3－1 決算日における有価証券残高と証券を確認し、又は金融機関の
残高証明書とを突合し、一致していることを確かめたか。

決算
該当なし

3－2 保有目的に応じて、流動資産たる有価証券、固定資産たる投資有価証券、
又は積立資産たる有価証券に区分されていることを確かめたか。

決算
該当なし

3-3 有価証券は、原則として安全確実で、かつ換金性の高いものであることを確かめたか。
上記以外の資産運用の場合は、資金運用管理規程を確かめたか。

決算
該当なし

3-4 満期保有目的の債券については、償却原価法により、それ以外の有価証券については、市場価格のあるものは時価により評価したことを確かめたか。

決算
該当なし

4：その他の流動資産

4-1 仮払金等の仮勘定
適正な科目に振り替えられていることを確かめたか。

決算
✓

4-2 前払金、前払費用

保険料等の前払いの計算期間、算出金額等に誤りがないことを確かめたか。

決算
✓

4-3 立替金

支出の相手先及び内容を確認し、その計上の妥当性を確かめたか。

決算
✓

5：固定資産

5-1 基本財産とされる建物、土地等については、定款の変更申請が行われ、基本財産として計上されていることを確かめたか。

決算
該当なし

5-2 固定資産管理台帳等が正しく記載されていることを確かめたか。
(除却の有無、耐用年数の確認)
また貸借対照表の金額とそれぞれの額が合致するか。

決算
✓

5-3 固定資産管理台帳と事業活動計算書上の減価償却費と合致するか。
(就労会計がある場合、就労原価上の減価償却費を合算)
国庫補助金等特別積立金の取崩額は、事業活動計算書の取崩額と合致するか。

決算
✓

5-4 減価償却資産について売却及び除却がある場合、固定資産増減明細と事業活動計算書の各勘定科目と合致しているか。

決算
✓

5-5 減価償却資産について購入及び売却がある場合、固定資産増減明細と資金収支計算書の各勘定科目との合致は出来たか。

決算
✓

5－6 リース取引については、契約書等で確認の上、
ファイナンス・リース取引については、重要性の乏しいものを除き、
取引に係る通常の売買取引方法に準じて会計処理を行っているか
確かめたか。

決算
✓

6：その他の固定資産

6－1 敷金・保証金等については、契約書等により、残高の正確性を
確かめたか。

決算
該当なし

7：未払金

7－1 決算日現在の事業未払金、その他の未払金、未払費用について、
それぞれが債務として確定している事を確かめたか。

決算
✓

8：借入金

8－1 決算日における借入金残高と金融機関の借入金残高証明書とを突合し、
一致していることを確かめたか。

決算
✓

8－2 短期運営資金借入金と長期運営資金借入金及び設備資金借入金は
明確に区分され、明細書が作成されていることを確かめたか。

決算
✓

8－3 基本財産等を取得するための借入金の償還に係わる寄附金相当額が、
2号基本金として組み入れられていることを確かめたか。

決算
該当なし

9：その他の流動負債

9－1 預り金・職員預り金
所得税・住民税・社会保険料等の預り金については、
正確に計上されていることを確かめたか。

決算
✓

9－2 仮受金等の仮勘定
適正な科目に振り替えられていることを確かめたか。

決算
✓

10：引当金

10-1 退職給付引当金は退職給与規程及び経理規程に基づき、拠点区分ごとに適正に計上されているかを確かめたか。

決算
該当なし

10-2 賞与引当金及び徴収不能引当金は、適正な計算に基づき計上されていることを確かめたか。

決算
✓

11：1年基準（ワンイヤー・ルール）

長期貸付金、借入金等については、ワンイヤー・ルールに基づき流動資産・負債に振替えたことを確かめたか。

決算
✓

12：純資産の部

12-1 基本財産の取得にかかる寄附金及びこれに係る借入金

償還のための寄附金が、基本金として組み入れられ、基本金明細書が作成されていることを確かめたか。

決算
該当なし

12-2 固定資産の取得に充てるための補助金が、国庫補助金等特別積立金に積み立てられ、国庫補助金等特別積立金明細書が作成されていることを確かめたか。

決算
✓

12-3 積立金が積立資産の残高と一致していることを確かめ、拠点区分ごとに積立金・積立資産明細書が作成されていることを確かめたか。（積立資産に積立不足額がある場合を除く）

決算
✓

12-4 次期繰越活動増減差額は、事業活動計算書の当該額と一致していることを確かめたか。

決算
✓

13：資金収支計算書項目

13-1 資金収支計算書の予算と決算の対比を行い、著しい差異がないことを確かめたか。

決算
✓

13-2 貸借対照表から当期末資金収支残高を検証したか。

A 流動資産－棚卸資産

B 流動負債－引当金－一年以内返済借入金:リース負債

A-B=当期末資金収支残高

決算
✓

1 4 : 事業活動計算書項目

1 4 - 1 事業収益が、事業種別に応じた適正な科目に計上されていることを確かめたか。

決算
✓

1 4 - 2 事業活動収支計算書の次期繰越活動収支差額と貸借対照表の次期繰越活動収支差額は一致しているか。

決算
✓

1 4 - 3 寄附金収益については、寄附目的により、拠点区分及びサービス区分に適正な科目に計上され、寄附金収益明細書が作成されていることを確かめたか。

決算
✓

1 4 - 4 補助金収益については、補助目的により、帰属すべき拠点区分及びサービス区分に適正な科目に計上され、補助金事業等収益明細書が作成されていることを確かめたか。

決算
✓

1 4 - 5 法人本部以外の拠点区分及びサービス区分において、法人本部に属する経費が含まれていないことを確かめたか。

決算
✓

1 4 - 6 事業区分間、拠点区分間又はサービス区分間繰入金収益と事業区分間、拠点区分間又はサービス区分間繰入金費用の金額が一致していることを確かめたか。
また、内部取引相殺消去が行われていることを確かめたか。

決算
✓

1 4 - 7 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書並びにサービス区分間繰入金明細書が作成されていることを確かめたか。

決算
✓

1 4 - 8 事業費、事務費間の経費配分及び共通費用の配分が適正に行われていることを確かめたか。

決算
✓

1 4 - 9 貸借対照表項目について、前期末残高と当期末残高を比較し著しい増減がある項目についてその理由を把握しその合理性を検討したか。

決算
✓

1 5 : 財産目録

1 5 - 1 法人全体の財産目録が作成され、貸借対照表の内容と一致していることを確かめたか。

決算
✓

(会計ルール)

1 6 - 1 内部取引は、相殺消去されているか。

内部取引消去チェック	資金収支計算書 (第一号)	事業活動計算書 (第二号)	貸借対照表 (第三号)
事業区分 (第二様式)	✓	✓	✓
拠点区分 (第三様式)	✓	✓	✓
サービス区分 (別紙3 ⑩ ⑪)	✓	✓	✓

1 6 - 2 棚卸資産は、経理規定により評価、計上しているか。

- * 介護用品等の棚卸資産は、毎年一定量を購入し、経常的に消費され當時保有する量が1年間の消費量を下回る場合は不要（経理規定による）販売用品は、棚卸が必要。

決算
✓

1 6 - 3 引当金は、経理規定に基づき評価、計上されているか。

特に退職給与引当金は、共済制度の内容を精査したか。

決算
✓

1 6 - 4 リース総額300万円以上のリース取引は、リース資産、リース負債に計上したか。

決算
✓

(注記)

1 7 - 1 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。

注記事項のうち下記については、計算書類における金額の補足であるため、計算書類の金額と一致していなければならない。

- ・ 基本財産の増減の内容及び金額（注記事項の6）
- ・ 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（注記事項の9）
- ・ 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（注記事項の10）

決算
✓

1 7 - 2 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。

決算
✓

1 7 - 3 法人全体及び拠点区分ごとに注記表を作成したか(拠点区分が
(1つの法人は、法人全体のみで拠点区分に関する注記は省略できる)
社会福祉法人会計基準第29条参照

決算
✓

17-4 注記一覧

注意事項		法人全体	拠点区分	該当がない場合の取扱
1	継続事業の前提に関する注記	○	×	項目記載不要
2	重要な会計方針	○	○	「該当なし」
3	重要な会計方針の変更	○	○	項目記載不要
4	法人で採用する退職給付制度	○	○	「該当なし」
5	法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分	○	○	「該当なし」
6	基本財産の増減の内容及び金額	○	○	「該当なし」
7	基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し	○	○	「該当なし」
8	担保に供している資産	○	○	「該当なし」
9	固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)	○	○	項目記載不要
10	債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)	○	○	項目記載不要
11	満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	○	○	「該当なし」
12	関連当事者との取引の内容	○	×	「該当なし」
13	重要な偶発債務	○	×	「該当なし」
14	重要な後発事象	○	○	「該当なし」
15	合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合にはその旨及び概要	○	×	「該当なし」
16	その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況 並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項	○	○	「該当なし」

項目記載不要は空白とする 経理規定の番号と合わせるため

注記表の5 法人が作成する計算書類（法人全体）に必ず記載の事

事業区分が社会福祉のみのため会計基準省令第一号第三様式、第二号第二様式、第三号第二様式は省略した

拠点区分が一つのため会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第三様式は省略した

公益事業が一つであるため会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式は作成していない

収益事業が一つであるため会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第三様式は作成していない

注記表の5 法人が作成する計算書類（拠点区分）に必ず記載の事

サービス区分が一つであるため別紙3⑩拠点区分資金収支明細書、別紙3⑪拠点区分事業活動明細書は省略した

指摘事項

確認者 : 神崎五十雄税理士事務所

担当者 福地秀幸

措置支弁対象施設における積立金に関する注意事項

A 30%基準 (措置費支弁対象施設：保育所)

目的 = 当期末支払資金残高の過大な保有を制限し長期的安定を確保のため
ペナルティ = 改善基礎分について加算を停止
要件 = 措置費、委託費収入×30% ≥ 当期末支払資金残高

監査 決算直前にシミュレーションをする（補正予算に計上すること）

北九州市の場合30%ルール有 措置費=補助金収入+利用者利用料と読み替える

B 5%基準 (保育所) (府子本第254：255：256号)

目的 = 入所児童に十分な処遇が出来ているかの確認
ペナルティ = 「収支計算分析表」の提出
要件 = 事業活動収入計（決算）×5%≥当期積立金積立額+当期資金収支差額

監査 決算直前にシミュレーションをする

C 3%基準 (保育所) (府子本第254：255：256号)

目的 = 保育所の経営安定の審査
前期末支払資金残高を取崩す場合(結果的に残高が前期より減少している場合)
要件 = 事業活動収入合計（予算）×3%≥ 前期末支払資金取崩額
監査 行政監査で指摘対象となるので事前に関係各所への協議が必要

D 積立金積立額 (会計基準省令(会計基準は省令)第6条第3項による)

その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、

社会福祉法人が理事会の議決に基づき

事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

保育所の積立可能額は、行うサービスや利用者処遇により変化するので府子本第254号で確認してください